

3. 廃棄物・リサイクル業者の責務

上記のとおり法改正により、廃棄物・リサイクル業者は、フロン類の回収が確認できない機器の引取は禁止されました。

では、どのような場合に引取が可能なのか。具体的には、以下の様な場合に機器の引取が可能です。

①引取証明書の写しが添付されている場合 (図2)

フロン排出抑制法の規定により、機器からフロン類を充填・回収する作業は、県の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者（以下「充填回収業者」という。）のみ行えます。機器からフロン類が回収されると、充填回収業者から、フロン類を回収した証明である引取証明書が交付されます。この引取証明書の写しが機器に添付されている場合、機器の引取が可能です。

引取証明書の写しは、受け取った後3年間保存する必要があります。



図2 ①引取証明書の写しが添付されている場合
出典：環境省法改正説明会資料

②自らフロン類を回収する場合 (図3)

充填回収業者の登録をしている場合、自らフロン類の回収の依頼を受けることも可能です。

この場合、機器使用者が交付するフロン類回収依頼書が機器に添付されている必要があります。



図3 ②自らフロン類を回収する場合
出典：環境省法改正説明会資料

③充填回収業者へのフロン類の引渡しを受託した場合 (図4)

機器使用者から、充填回収業者へのフロン類の引渡しを依頼され、委託確認書の交付を受けた場合は、機器の引取が可能です。

この場合、フロン類の回収を委託した充填回収業者から引取証明書の交付を受けます。



図4 ③充填回収業者へのフロン類の引渡しを受託した場合
出典：環境省法改正説明会資料

④フロン類が充填されていないことを示す証明書 (確認証明書) の写しが添付されている場合

充填回収業者が交付するフロン類が機器に充填されていなかったことを示す証明書 (確認証明書) の写しが機器に添付されている場合は、引取が可能です。

4. フロン排出抑制法違反事案

東京都内の解体現場において、工事発注者から業務用エアコンの廃棄を依頼された解体業者が、フロン類が未処理と知りながら解体し、フロン類を大気中に放出させました。

これにより、工事発注者と解体業者が書類送検されました (令和3年11月現在)。

<違反事項>

- ・工事発注者…委託確認書交付義務違反 (フロン排出抑制法第43条第2項)
- ・解体業者…フロン類の放出の禁止 (フロン排出抑制法第86条)

地球温暖化防止のため、フロン類を適正処理することは非常に重要です。

会員の皆様の御理解と御協力をお願いします。

SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト ～未来への流れを、埼玉の川から～

埼玉県環境部水環境課

水環境課では令和3年度より「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト (略称：リバサボ)」として、川に関心のある県民・団体・企業の取組を支援しています。川をフィールドとする活動について、企業や団体とマッチングし協働していただくなど、SDGsの実現に向けて、埼玉の豊かな川を保全する取組です。今回、埼玉県環境産業振興協会の会員企業様にも参加いただきましたので御紹介します。

活動事例①

綾瀬川クリーンアップイベント

参加者：草加パドラーズ、野崎興業 (株)、新和環境 (株)

場所：綾瀬川 (草加市松原北端風間船着場間 1.1 km)

概要：川の国応援団として長きにわたり綾瀬川で活動を行ってきた草加パドラーズのカヌーによる清掃活動に、新たに企業サポーターとなった2社が参加。2社はともに地元の川の不法投棄物の撤去や清掃活動の実施を考えており、今回、草加松原付近の綾瀬川での定例清掃活動に初参加しました。いずれもカヌー初体験でしたが、レジ袋などゴミ袋3袋分を回収しました。



活動事例②

飯能河原のゴミ拾い&草刈り

参加者：埼玉県、飯能市、(株)山口組、野崎興業 (株)ほか18社・団体、県議、市議ほか

場所：飯能河原

概要：埼玉県職員の有志で立ち上げられた「リバサボ清掃部」の呼びかけにより、20の企業・団体をはじめ総勢75名が参加。刈った草はゴミ袋大小あわせて130袋、総量530kgが集まりました。収集したゴミと合わせて、運携した飯能市がその処理を引き受けてくださいました。



リバサボの活動は、リバサボのSNSやポータルサイトで発信しています。

是非、会員企業、社員の皆様もリバサボの活動に参加して、埼玉の豊かな川の保全・共生にご協力ください。



リバサボポータルサイトQRコード